

授業コード	JP12630010	開講年度・学期	2021年度前期
科目授業名	民事訴訟法Ⅱ（複雑な訴訟・上訴）		
英語科目授業名	Civil Procedure 2		
科目ナンバー	JAEPR8810	必修・選択	必修
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名 （代表含む）	高田 昌宏		
科目の主題	本講義は、受講者が、民事訴訟の判決手続（第一審手続）について一通り理解していることを前提に、さらに発展的な領域である、複雑な訴訟手続と上訴制度を概観することを通じて、民事訴訟における基本的な理解をさらに深めることを目的とする。		
授業の到達目標	本講義では、これらの複雑な制度の基礎にある原理および規律を正確に理解し、その上で、具体的な事例において、その原理および規律を適用し、問題を適切に解決する能力を身につけることを到達目標とする。		
授業内容・授業計画 ①	<p>第1回 第一審訴訟手続の概要・既判力の作用 訴え提起から判決の言渡しまでの民事訴訟手続の第一審手続を概観したうえで、「既判力の作用（既判力の時的限界・客観的範囲・主観的範囲）」を取り上げる。</p> <p>第2回 複数請求訴訟（その1） 複数請求訴訟の総論（訴訟物も含む）とともに、複数請求訴訟の基本的態様である「請求の（客観的）併合」を取り上げる。</p> <p>第3回 複数請求訴訟（その2） 「請求の併合」以外の複数請求訴訟形態である「訴えの変更」「中間確認の訴え」および「反訴」を取り上げる。</p> <p>第4回 共同訴訟（その1） 多数当事者訴訟の代表的な形態である「共同訴訟」を取り上げる。その1として、「共同訴訟一般」「通常共同訴訟」および「共同訴訟人独立の原則」を扱う。</p> <p>第5回 共同訴訟（その2） 通常共同訴訟と対比される「必要的共同訴訟」を取り上げる。とくに、必要的共同訴訟がいかなる場合に成立し、審判に際してどのような規律が妥当するかを扱う。</p> <p>第6回 共同訴訟（その3） 引き続き「必要的共同訴訟」を取り上げるとともに、共同訴訟の成立の諸態様として、「同時審判申出のある共同訴訟」「訴えの主観的予備的併合」「訴えの主観的追加的併合」を扱う。</p> <p>第7回 補助参加（その1） 係属中の訴訟に第三者が参加する訴訟参加の一形態である「補助参加」を取り上げる。とくに、「補助参加の意義」および「補助参加の要件」を扱う。</p> <p>第8回 補助参加（その2） 引き続き、「補助参加」を取り上げる。とくに、「補助参加人の訴訟上の地位」「補助参加人に対する判決の効力」および「訴訟告知」を扱う。</p> <p>第9回 独立当事者参加（その1） 訴訟参加として、通常の訴訟と異なり三当事者が対立する「独立当事者参加」を取り上げる。とくに、「独立当事者参加の訴訟構造」「独立当事者参加の要件」を扱う。</p> <p>第10回 独立当事者参加（その2） 引き続き、「独立当事者参加」を取り上げる。とくに、「独立当事者参加訴訟の手続規律」および「二当事者訴訟への還元（訴訟脱退など）」を扱う。</p>		
授業内容・授業計画 ②	<p>第11回 訴訟承継 訴訟中の当事者の変動に関する制度として「訴訟承継」を取り上げる。とくに、「当然承継」と「参加・引受承継」を扱う。</p> <p>第12回 上訴（その1） 裁判に対する不服申立ての制度である「上訴」について、上訴全般における「上訴要件」や「上訴提起の効果」などに関する一般的規律を取り上げる。</p> <p>第13回 上訴（その2） 上訴制度の各論として、「控訴」「上告」および「抗告」を取り上げる。</p> <p>第14回 再審 既判力排除の手段としての「再審」制度を取り上げる。</p> <p>第15回 期末試験</p>		

事前・事後学習の内容	授業開始前から、民事訴訟手続を概観できるテキスト（「教材」の欄参照）を通読するなどして、第一審手続について復習を十分にしておくことが求められる。また、授業前および授業後において、授業で扱うまたは扱った箇所に対応する教科書の叙述を丁寧に熟読することが求められる。なお、毎回、授業前に、予習・復習のためのレジュメを配布する予定である。
評価方法	相対評価 期末試験（筆記試験）の成績（比率70%）と平常点（小テスト〔5月から6月に実施予定。比率20%〕、授業中の質問・議論への参加状況〔比率10%〕）により評価する。
受講生へのコメント	何事も「基本」が大切です。基本事項のおさらいを忘れないようにしてください。
教材	<p>※教科書 三木浩一＝笠井正俊＝垣内秀介＝菱田雄郷『民事訴訟法 (LEGAL QUEST) 〔第3版〕』（有斐閣・2018年）、伊藤真『民事訴訟法〔第7版〕』（有斐閣・2020年）、長谷部由起子『民事訴訟法〔第3版〕』（岩波書店・2020年）、高橋宏志『民事訴訟法概論』（有斐閣・2016年）。これらの教科書のいずれでもかまいません。詳細は、第1回目の授業の際に説明します。</p> <p>※参考書 中野貞一郎＝松浦馨＝鈴木正裕編『新民事訴訟法講義〔第3版〕』（有斐閣・2018年）、松本博之＝上野泰男『民事訴訟法〔第8版〕』（弘文堂・2015年）、高橋宏志『重点講義民事訴訟法(上)〔第2版補訂版〕』（有斐閣・2013年）、高橋宏志『重点講義民事訴訟法(下)〔第2版補訂版〕』（有斐閣・2014年）、新堂幸司『新民事訴訟法〔第6版〕』（弘文堂・2020年）、高橋宏志＝高田裕成＝畑瑞穂『民事訴訟法判例百選〔第5版〕』（有斐閣・2015年）。</p> <p>○授業開始前に通読することを薦める入門書として、渡部美由紀＝鶴田滋＝岡庭幹司『民事訴訟法』（日本評論社・2016年）。このほかに、川嶋四郎＝笠井正俊編『はじめての民事手続法』（有斐閣・2020年）、中野貞一郎『民事裁判入門〔第3版補訂版〕』（有斐閣・2012年）、越山和広『ベーシックスタディ民事訴訟法』（法律文化社・2018年）。</p>